市有地売払い（公募先着順）
実施要領

石巻市総務部管財課

電話　０２２５－９５－１１１１（代表）

石巻市ホームページ　https://www.city.ishinomaki.lg.jp

目　　次

◆　公募先着順による市有地売払いの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・　1

◆　申込関係
1　対象物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　物件の利用条件等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　物件の公開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
4　申込みに必要な資格に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
5　申込開始日及び申込方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
6　買受申込資格審査結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
7　買受人の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

◆　契約関係
1　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
2　契約保証金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
3　売買代金の支払　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

◆　引渡し、登記関係
1　所有権移転登記等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

◆　その他
1　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
2　地中埋設物等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
3　問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

◆　様式
1　市有地購入申込書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
2　誓約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

公募先着順による市有地売払いの流れ

◎ 市有地買受希望者を公募し、申込開始日以降最も早く申込みをした方に市で定めた価格で市有地を売却します。

１　申込書等の提出

・市有地購入申込書及び誓約書に必要事項を記入の上、申込み時に必要な書類を添えて「一般書留」又は「簡易書留」により郵送するか、管財課へ直接提出してください。

▼

２　書類の審査

・提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果についてはファクシミリ、電子メール、郵送等で別途通知します。

▼

３　抽選の実施

・同日同時刻に複数の申込みがあった場合は、くじにより買受人を決定します。

▼

４　買受人の決定・契約の締結

・買受人に決定してから７日以内（買受人決定の翌日から数えて土日祝日除く。）に契約を締結しなければいけません。
・契約保証金として買受金額の１００分の１０以上の金額を納めていただきます。
【必要書類等】
①市有財産売買契約書　　②印鑑（実印）　③契約書に貼付する収入印紙（10,000 円）

▼

５　代金の支払

・契約締結日から３０日以内（契約締結日の翌日から数えて土日祝日除く。）に契約保証金を差し引いた残金を市が発行する納入通知書により全額一括納付していただきます。

▼

６　所有権の移転

・売買代金が完納された後、市が土地の所有権移転登記を行います。
・登記手数料はかかりませんが、**登記に必要な登録免許税は買受人の負担**となります。

市有地売払い（公募先着順）実施要領

◇申込関係

１　対象物件

物件は次のとおりです。詳細については、別添の物件調書を御覧ください。

物件番号	区分	物件の所在地	地目	面積（㎡）	売却価格（円）
1	土地	石巻市泉町四丁目５４番２０３	宅　地	1,416.74	20,540,000

注）面積は実測による。

２　物件の利用条件等

(1)　土地利用条件

な　し

(2)　禁止用途

①　取得物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しないこと。

②　取得物件を石巻市暴力団排除条例（平成２４年石巻市条例第４２号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用しないこと。

(3)　引渡し

現状有姿での引渡しとします。

３　物件の公開

現地説明会は実施いたしません。

現状有姿での引渡しとなりますので、物件調書及び現地を必ず確認してください。

（物件調書と現状に差異があった場合は現状が優先します。）

物件の公開及び現地案内を希望する方は、事前に連絡してください。

(1)　公開日時

午前９時３０分から午後４時まで

（土、日、祝日、閉庁日を除く。正午から午後１時までを除く。）

(2)　公開の申込先

石巻市総務部管財課財産管理係

住　　所　石巻市穀町１４番１号

電話番号　０２２５－９５－１１１１（内線４０８３・４０８４・４０８５）

４　申込みに必要な資格に関する事項

日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内に法人登録している法人であること。ただし、次の(1)から(9)までに該当する者は申込みをすることができません。

(1)　民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に該当しない者

(2)　当該売払いに係る物件に関する事務に従事する石巻市職員

(3)　当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(4)　次のいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者

ア　市が行う競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ　決定した買受人が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

エ　アからウまでのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人として使用した者

(5)　個人市民税（法人にあっては、法人市民税）又は固定資産税を滞納している者

(6)　暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団員等に該当する者

(7)　暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団員等から依頼を受け申込みしようとする者

(8)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者

(9)　当該物件を上記(6)又は(8)に該当する者の活動のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

５　申込方法

(1)　申込先

〒986－8501　石巻市穀町１４番１号　石巻市総務部管財課財産管理係

(2)　申込方法

市有地購入申込書（Ｐ．７）及び誓約書（Ｐ．８）を記入の上、申込み時に必要な書類を添えて、「一般書留」又は「簡易書留」で郵送にて送付するか、石巻市役所総務部管財課へ直接提出願います。

なお、２名以上の連名（共有名義）での申込みもできます。その場合は、市有地購入申込書に連名で記入の上、連名者全員分の必要書類を提出してください。

※契約は申し込まれた方の名義で締結します。単独名義で申し込んだ方が、共有名義で契約することはできませんので御注意ください。

(3)　申込み時に必要な書類

【個人の場合】

①　市有地購入申込書　１通

②　誓約書　１通

③　住民票抄本（個人分・本籍を記載したもの）　１通

④　印鑑登録証明書　１通

⑤　納税証明書（個人市民税及び固定資産税）　１通

※市民税が非課税の場合は、非課税証明書　１通

【法人の場合】

①　市有地購入申込書　１通

②　誓約書　１通

③　法人登記簿謄本　１通

④　印鑑証明書　１通

⑤　納税証明書（法人市民税及び固定資産税）　１通

注）納税証明書については、直近のものを提出するものとします。

注）各種証明書類は、申請日前３か月以内に発行されたものとします。

６　買受申込資格審査結果の通知

提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果についてはファクシミリ、電子メール、郵送等で別途通知いたします。

７　買受人の決定

(1)　申込開始日以降最も早く市有地購入申込書を提出した方を買受人に決定します。

(2)　同日同時刻に２名以上からの購入申込みがあった場合は、くじにより買受人を決定します。

◇契約関係

１　契約の締結

買受人には、「市有財産売買契約書」により、買受決定日から７日以内（買受決定日の翌日から数えて、土日祝日は算入しない。）に契約を締結していただきます。

なお、買受人が契約を締結しないときは、その申込みは無効となります。

２　契約保証金

買受人には、買受決定日から契約を締結する前までに、契約保証金として買受金額の１００分の１０以上の金額を納付していただきます。

３　売買代金の支払い

契約締結日から３０日以内（契約締結日の翌日から数えて、土日祝日は算入しない）に市が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金相当額を差し引いた金額を一括して支払っていただきます。

なお、契約保証金は上述の売買代金の残額を完納した時に、売買代金に充当されるものとします。

※買受者が売買代金を完納しないときは、市は契約を解除することができます。
その場合は、契約保証金は石巻市に帰属することとなります。

◇引渡し、登記関係

１　所有権移転登記等

⑴　当該物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転し、現状のまま引き渡すものとします。

⑵　土地の所有権移転登記は、前記⑴の引渡し後に市が行います。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税及び売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。

⑶　金融機関からの融資を受けるため、所有権移転と同時に抵当権の設定を実施する場合、金融機関や司法書士と登記時期等の情報共有が必要ですので、事前に御相談ください。

◇その他

１　法令等の制限

建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県及び市の条例等により指導等がなされる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

２　地中埋設物等

当該物件の地盤強度や土壌汚染、地中埋設物の有無は調査を行っていないため不明です。調査や改良、撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担です。

３　問い合わせ先

住　　所：〒９８６－８５０１　宮城県石巻市穀町１４番１号
　　石巻市総務部管財課財産管理係
電 話 番 号：０２２５－９５－１１１１（内線４０８３・４０８４・４０８５）
ファクシミリ：０２２５－２２－４９９５
電子メール：isprop@city.ishinomaki.lg.jp
ホームページ：https://www.city.ishinomaki.lg.jp/
　　トップページ＞市政情報＞募集情報＞売払い情報

受　付　印

市有地購入申込書

令和　　年　　月　　日

石巻市長　齋　藤　正　美　殿

石巻市が行う市有地売払いについて、申し込みます。
なお、申込みに必要な資格を有していることを誓約します。

申　込　者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人の場合：法人名及び代表者名）

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号（　　―　　―　　）
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（　　―　　―　　）
電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【共有名義の場合】

共　有　者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共　有　者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売却物件

物件番号	物件所在地
1	石巻市泉町四丁目５４番２０３

※共有名義で申請する場合

・申込者の欄に、共有者を代表して申込手続を行う方を記入してください。
・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者について記入してください。

令和　　年　　月　　日

石巻市長　齋　藤　正　美　殿

住　所

氏　名

誓　約　書

私は、市有地購入申込みに当たり、石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないことを誓約します。

なお、私の暴力団に関する事項について、市が宮城県警察本部に照会することに同意します。